

00607

鳥取縣公報

昭和二十六年四月二十日
第二千二百二號
金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

告示

◇鳥取縣告示第七十二号
健康保險法（大正十一年四月法律第七十号）船員保險法（昭和十四年四月法律第七十三号）に基く保險医を次のよう
に指定した。

昭和二十六年四月二十日

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

診療科名	診療所		保險医氏名	指定年月日
	名称	所在地		
産婦人科	鳥取赤十字病院	鳥取市西町一	鳥飼 明	昭和二十六年三月 一日
外科	同 右	同 右	伊豆藏 健	同 右
内科	馬淵内科医院	鳥取市西町一八六	馬淵 節雄	昭和二十六年四月十五日
外科	大谷医院	八頭郡若櫻町若櫻一九四	大谷 明	同 三月 八日

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル） 昭和二十六年四月二十日 第三種郵便物認可

外科 平田齒科診療所 氣高郡湖山村 平田 亮一 同右
 外科 秋山齒科医院 鳥取市瓦町二五〇 多名部金徳 同右

◇鳥取縣告示第七十三号

健康保險法(大正十一年四月法律第七十号)船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保險医の指定を次のよ
 うに取消した。

昭和二十六年四月二十日

鳥取縣知事職務代理者
 鳥取縣副知事 鈴木 武

診療科名	診療		事由	保險医氏名	取消年月日
	名称	所在地			
内科	鳥取赤十字病院	鳥取市西町一	管外転出	玉川 勉	昭和二十六年三月二日
外科	同	同	同	星野 信敏	同
内科	大谷医院	八頭郡若櫻町若櫻一九四	死亡	大谷 英立	同 三月 八日
内科、小兒科	勝部村国民健康保險直営診療所	氣高郡勝部村紙屋六一四ノ一	管外転出	宇根岡登久男	同 二月二十八日
内科	浜村町立直営診療所	同 浜村町勝見	同	久保田三郎	同 一月二十四日

内外科	一井医院	同 大和村倭文三三九	同	一井 四郎	同 二月 十八日
内、外科	山本医院	西伯郡春日村東八橋一九二	同	山本 貞長	同 三月 一日
全科	船田医院	同 大高村尾守一三九七	診療所休止	船田 覚	同 三月 一日
皮、泌尿科	鳥取縣立中央病院	鳥取市本町一丁目一八	地方公務員	石川 一郎	同 二月 十三日
内科	同	同	同	山本 武雄	同
同	同	同	同	石川 しか	同
同	同	同	同	山本 福美	同
同	同	同	同	本郷 弘之	同
同	同	同	同	疋田 善夫	同
眼科	同	同	同	松尾智久三	同
耳鼻咽喉科	同	同	同	田中 初恵	同
同	同	同	同	宮本 正昭	同
産婦人科	同	同	同	浜西 京子	同
小兒科	同	同	同	中野 直	同
内科	市立鳥取市民病院	同 古市一	同	竹内 一夫	同
内科	同	同	同	山根 徳治	同
産婦人科	同	同	同	村江 則忠	同
同	同	同	同	天野 守	同

00612

買收令書交付不能一覽表

記号番号	所有者氏名 又は名称	住 所	農地の所在	地 番	地 目		積 積	対 価	買 收 期 日	現金払
					台帳	現況				
鳥取由良(浦) 土たの-1901	辻本熊太郎	鳥取縣東伯郡 築村岩坪	東伯郡浦安町金屋字 八橋野	1ノ6	畑	畑	128	41.68 ^円	昭25. 10.2	42円
司 由良 土たの-1902	中本 とら	同	同 築村岩坪字宮ノ 後口	119	原	同	307	18.60	同	19円
司 土たの三1903	榮 村	同東伯郡	同	121	同	山	107	3.18	同	3円
司 1906	福山 繁良	同東伯郡築村 岩坪	同字西野際道ヨリ東 大字西高尾字下野田	123ノ3	畑	畑	320 002	21.13 3.92	同	25円
司 1908	森 数馬	同	同	832	同	計	322	25.05		
司 岩伏土たれ1901	送 坂 村	同西伯郡	同 西伯郡送坂村高橋字 駄床 同高橋字上駄床	836ノ2	田	原	015	28.00	同	28円
計							3,700 84,310 計 88,010	155.85 3,552.10 3,707.95	同	3,708円
							89,029	3,824.46		3,825円

鳥取縣告示第七十六号

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三十條の規定により昭和二十五年七月二日をもつて買收し

00613

た土地につき買收令書の交付をすること並びにそのを同法第三十四條の年して適用する同法第九條第一項但書の規定により次のように公告する。

昭 和 二 十 六 年 四 月 二 十 日

買收令書交付不能一覽表

記号番号	所有者氏名 又は名称	住 所	農地の所在	地 番	地 目		積 積	対 価	買 收 期 日	現金払
					台帳	現況				
鳥取津ノ井委 士た 1803	西尾忠太郎	鳥取市数津	岩美郡津ノ井村禰宜 谷字奥賀谷	395ノ1	山	山	1,500	226.80	昭25. 7.1	227円
同 1805	西尾繁太郎	同的場	同香取字意上谷西側	450	同	同	1,300	196.56	同	197
同 1813	井上 光美	鳥取縣岩美郡 津ノ井村生山 47	同生山字鎌谷 同字正法寺 字海谷	503ノ2 492ノ2 488ノ1	同 同 同	同 同 同	1,927 2,000 3,000	300.88 302.40 453.60	同	1,057
計							計6,927	1,056.88		
同 1814	安本 傳次	同字倍野村園 分寺20	同津ノ井村余戸字大 春戸	375	同	同	1,000	216.00	同	216
鳥取舎人委 士た 1801	藤井 実美	同東伯郡泊村 原	東伯郡舎人村北福字 下ッ下ッ字松林 字同	656ノ5 656ノ2 386ノ1 582ノ2	同 同 同 同	同 同 同 同	7,215 3,218 5,612 1,016	2,088.00 988.98 1,624.32 303.32	同	4,955
計							計17,201	4,954.62		

00614

同	1803	平尾 昇藏	同舍人村北福	同舍人村北福字七曲	633	同	1,000	288.00	同	288
同	1804	米原 源市	同淺津村下淺	同藤津字釜谷北平	974	同	3,000	1,008.00	同	2,688
鳥取榮委	1804	杉島 とら	同下郷村光好	同榮村西高尾字貝谷	286	原	1,000	47.52	同	48
同	1805	徳山 政子	同榮村上種	同榮村上種字宮ノ下	496	同	310	80.20	同	30
鳥取賀野委	1801	田子 範義	同西伯郡尚徳	西伯郡賀野村枝名字	733	同	4,000	311.04	同	311
同	1803	大江 ふさ	同賀野村市川	同賀野村淺井字七石	165	山	1,000	162.00	同	
鳥取中田川委	1801	澁江 町	同澁江町	同高尾字下ノ奉	658	山	210	28.72	同	
同				同淺井字ペンヤモン	104	同	800	190.00	同	
				同同	87	同	1,200	285.12	同	686
				同同	84	同	25	19.87	同	
				計			3,305	685.71		
				同宇田川村福岡字北	1381	原	2,724	480.38		
				同同	1332	山	1,710	299.46		
				同同	1333	山	203	36.28		3,940
				同同	1334	山	8,809	1,525.82		
				同同	1361	山	9,214	1,597.81		
				計			22,800	3,939.75		
				計			68,413	14,641.08		14,643

00615

鳥取縣告示第七十八号

鳥取縣協同農業普及事業に従事する専門技術員審査規則に基き昭和二十六年度において次のように専門技術員の資格審査を行う。

昭和二十六年四月二十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

一、書面による審査の期日

昭和二十六年七月十四日

二、口答による審査の期日及び場所

1、期日 昭和二十六年七月十五日

2、場所 岡山 縣

「註」詳細な審査場所については受審資格有無判定と同時に有資格者へ通知する。

三、審査を出願すべき専門項目

- (一) 病虫害
- (二) 土壤肥料
- (三) 稲
- (四) 麦及び雑穀
- (五) そ菜及びいも類
- (六) 畜産

四、提出書類及び期限

(一) 審査出願書 別記様式(一)

1、提出期限

昭和二十六年五月二十日まで

2、審査出願書に添付すべき書類

- (1) 履歴書 別記様式(二)
- (2) 出願資格を証明する資料
 - (イ) 最終学校卒業証明書又は試験検定合格証明書
 - (ロ) 関係勤務先の勤務証明書又はこれに代るべき資料(不審の点は再度資料を提出させることがある)

- (3) 過去の業績報告書 別記様式(四)
- (4) 文獻

〔二〕 審査課題に対する答案

- 1、審査課題の発表
- (1) 期日 昭和二十六年五月三十日
- (2) 受審有資格者には同日通知する。
- 2、作成要領

字数は四〇〇字詰原稿用紙二〇枚(八、〇〇〇字)以内とする。

必ず原稿用紙を用い横書きのこと。但し表はこの限りではない。

3、提出部数

三部作成提出のこと。

4、課題答案の提出締切期日

昭和二十六年六月三十日

〔三〕 審査出願書類の提出部数

- 1、審査出願書 三部
- 2、履歴書 三部

- 3、出願資格を証明する資料 各二部(一部は寫でもよ)
- 4、過去の業績報告書 三部
- 5、文獻 適宜

四 受審資格の有無決定

- 1、期日 昭和二十六年五月二十九日までに決定する。
- 2、受審有資格者には受審票を送付する。

五 出願書提出先

鳥取縣農林部農業改良課

五、審査出願資格

〔一〕 旧制又は新制大学若しくは外国におけるこれと同等以上の学校で農業又は家政に関する課程を修了した者で卒業後三箇年以上国、公共団体若しくは法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関(外国にあるものを含む)において試験研究若しくは教育に従事した者、又は国、公共団体若しくは法人の組織(外国にあるものを含む)において農業若

しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者。

〔二〕 旧制専門学校、新制短期大学又はこれに準ずる教育機関若しくは外国におけるこれと同等の学校で農業又は家政に関する課程を修了した者又は実業学校

教員検定規程、中学校、高等女学校教員検定規程及び専門学校卒業程度検定規程による農業又は家政に関する学科目の試験検定に合格した者で卒業又は合格後六箇年以上国、公共団体又は法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関(外国にあるものを含む)において試験研究若しくは教育に従事した者、又は国、公共団体、法人の組織(外国にあるものを含む)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者。

〔三〕 旧制中等学校(旧制乙種農学校を含む)新制高等

学校又は外国におけるこれと同等の学校を卒業した者、又は実業学校卒業程度検定規程及び専門学校入学者検定規程による試験検定に合格したもので卒業又は合格後十箇年以上国、公共団体又は法人立の農

業若しくは家政に関する試験研究教育機関(外国にあるものを含む)において試験研究若しくは教育に従事した者又は国、公共団体、法人の組織(外国にあるものを含む)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者。

様式(一)(用紙半紙)

審査出願書

本籍地
現住所

氏名(振仮名をつけること)

生年月日

私儀〇〇〇の項目について専門技術員の審査を受けたので書類を具して願ひ上げます。

年 月 日

右

氏 名 印

知事宛

様式(二)(用紙半紙)

履歴書

本籍地
現住所

氏名(振仮名をつけること)
生年月日

学業

- 一、年月 何学校何科何学年に入學
- 一、年月 何学校何科卒業(又は何学校中途退學)

業務

- 一、年月 何官拜命若しくは何業に従事(職務内容を詳細に且つ明確に記載すること)
- 一、年月 何事由により退官若しくは廃業

賞罰

- 一、年月 何事由により何賞何罰を受く身上に関する件

- 一、年月 何事由により改氏名等(記載注意)
- 一、賞罰は経歴上特に重要な事項。
- 一、身上に関する事項は氏名の変更等身上の異動を記載すること。

業務記載例

- 一、就業年月日
- 二、離職又は転職年月日
- 三、右の繼續して従事した期間 何年何箇月
- 四、職務及び試験研究の内容
 - イ、職名 例えは何々縣技術吏員(二級)
 - ロ、内容 稻の栽培法改良に関する試験
 - ハ、勤務機関名 何々縣農業試験場

様式(三)

過去の業績報告書様式及び記載例

- A 一、所属機関名 農林省〇〇農業試験場
- 二、職名 農林技官
- 三、職務内容 試験研究

(一) 研究事項とその概要

水稻に関する事項—温床育苗による葉稻熱耐病性の早期検定について

(二) 研究期間

自昭和 年月 至昭和 年月

(三) 発表場所又は発表書籍名とその年月

〇〇学会において発表(農学 年 月号より 月号迄に掲載)

(四) 共同従事者の有無及び受持区分

なし

四、備考

B 一、所属機関名 〇〇農林専門学校

二、職名 教授

三、職務内容 教育

(一) 担当科目名

飼料学、家畜飼養学

(二) 担当期間

飼料学 八年三箇月 家畜飼養学 三年

四、備考

家畜飼養学は飼料学の担当中に併せ教育す

C 一、所属機関名 〇〇縣農業会

二、職名 〇〇縣農業会技師

三、職務内容 普及事業

(一) 乳牛の飼養管理

(1) 係名及び地位その他

〇〇郡農業会畜産係に技術員として奉職

(2) 従事年数

十四年

(3) 指導の内容及び地域

〇〇郡一円の実地指導

(二) 家畜の飼養管理

(1) 係名及び地位

〇〇縣農業会畜産課畜産係係長

(2) 従事年数

六年

(3) 指導の内容及び地域

主に乳牛、その他中、小家畜の導入について係長として勤務縣内〇〇割は実地指導

四、備考
〇〇縣農業会乳牛係長を歴任後〇〇農学校畜産學講師として奉職(この場合Bの様式によつて項を改め記入)

D一、所屬機關名 〇〇立〇〇牧場

二、職 名 業務主任

三、職務内容 実務

(一) 従事内容

家畜の改良増殖及び畜産製造業

(二) 飼養家畜の種類及び頭数(年平均)

乳牛 一五頭

豚 三〇頭

(三) 従事年数

一〇年

(四) 業績發表

雜誌〇〇年 月号に發表

四、備考
牧場総面積
〇施設地 反 〇農地 町

〇放牧地 町 〇その他 町

計 町 反

記載注意
一、所屬機關名及び職名は現在又は最終のものを記入のこと。

二、主なる試験研究等についてはその内容を知り得る説明書又は出来得れば別に書籍を添付のこと。

三、職務内容の変更(試験研究から普及事業え)あつた時は項を改め記入のこと。

四、各事項の内容は出来得る限り詳細に記入し、事項目に該当せぬものは備考としてその書式は任意とする。

◇鳥取縣告示第七十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三号)

第四十四條第二項の規定に基き主要食糧特別購入切符

(乙)の様式を次のように定める。

昭和二十六年四月二十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

様式

第 号

主要食糧特別購入切符(乙)

(表)

一	受配者住所氏名
二	用途
三	種類
四	数量
五	受配場所
	年月日

注 意 事 項

1 この購入切符による配給は表記の場所以外では受けられません。

2 この購入切符の有効期間は一箇月です。

3 この購入切符は失つても、再交付しません。

4 この購入切符に所定の印のないものは無効です。

5 この購入切符を譲渡したり、偽造又は変造した場合は、食糧管理法その他の法規によつて処罰されます。

◇鳥取縣告示第百八十号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十六年四月二十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

本籍地 八頭郡佐治村大字加瀬木一、三二六番地一
現住所 鳥取市東品治町一八番地山本太郎方

登録年月日 昭和二十六年四月五日
 登録番号 第一、五三八号
 長 谷 幸 江
 昭和六年三月一日生

本籍地 東伯郡赤碓町字赤碓三八七ノ一番地
 現住所 鳥取市掛出町一四 鳥取赤十字病院寄宿舎内

登録年月日 昭和二十六年四月五日
 登録番号 第二、五三九号
 大 田 吉 美
 大正九年二月十九日生

本籍地 米子市灘町 丁目一二六番地
 現住所 同本籍地 加田政市方

登録年月日 昭和二十六年四月五日
 登録番号 第一 五四〇号
 清 山 美 代 子
 昭和五年五月二十四日生

本籍地 米子市富士見町一丁目六二番地
 現住所 同 角盤町一丁目九七番地

登録年月日 昭和二十六年四月五日
 登録番号 第一、五四一号
 來 福 ス マ 子
 昭和三年七月二十日生

本籍地 氣高郡日置谷村大字藏内二六二番一
 現住所 鳥取市掛出町一四 鳥取赤十字病院寄宿舎内

登録年月日 昭和二十六年四月五日
 登録番号 第一、五四二号
 石 田 美 千 代
 昭和五年九月二日生

本籍地 大阪市大正区大正通り五丁目三〇番地
 現住所 東伯郡三朝村三朝九七二ノ六番地

登録年月日 昭和二十六年四月五日
 登録番号 第一、五四三号
 高 上 ひ さ
 大正六年十二月十一日生

本籍地 日野郡石見村大字下石見一三二六番地
 現住所 同本籍地

登録年月日 昭和二十六年四月五日
 登録番号 第一、五四四号
 大 塚 な つ
 明治四十二年七月十一日生

◇鳥取縣告示第百八十一号
 助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十六年四月二十日
 鳥取縣知事職務代理者
 鳥取縣副知事 鈴 木 武

前本籍地 八頭郡佐治村大字高山一三八番地
 現本籍地 同 大村鷹狩八三二番地一
 及び現住所

昭和二十六年二月二十二日婚姻により前姓「竹内」を「小林」に並びに本籍地変更により同年三月七日名簿訂正方願い出により同年四月五日訂正

小 林 久 子
 大正十二年七月十一日生

前本籍地 東伯郡北谷村大字大河内五四二番地
 前住所地 同 山守村大字今西一〇番地
 現本籍地 同 上小鴨村大字鴨河内
 現住所地 同 南谷村大字松河原 山本凱雄方

昭和 十五年五月十五日婚姻により前姓「牧」を「多賀」に並びに本籍地住所変更により同年三月十九日名簿訂正方願い出により同年四月五日訂正

多 賀 久 惠
 大正八年四月二十日生

◇鳥取縣告示第百八十二号
 助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十六年四月二十日
 鳥取縣知事職務代理者
 鳥取縣副知事 鈴 木 武

本籍 西伯郡上道村六七九番地
 住所 同本籍地

昭和二十六年三月三十一日死亡により同年三月二

00624

十四日名簿取消方願い出たので同年四月五日名簿取消
松井 しく
明治七年八月十九日生

鳥取縣告示第百八十三号

氣高郡日置谷村耕地整理組合の耕地整理設計書変更について昭和二十六年四月十七日認可した。

昭和二十六年四月二十日

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣告示第百八十四号

国際觀光統計、調査規則（昭和二十六年運輸省令第八号）第三條第一項及び第二項の規定による事業所を昭和二十六年三月一日次の通り指定した。

昭和二十六年四月二十日

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

事業所名	事業主名	所在地
觀光旅館	谷口圭藏	鳥取市吉方三〇〇
浜乃屋旅館	小谷岩藏	氣高郡浜村町大字浜村五五ノ二一
煙草屋旅館	鈴木林藏	同 右 五三
岩崎旅館	岩崎あい	東伯郡三朝村大字三朝三六五
大橋旅館	大橋一男	同 右 一一〇二ノ一
大山旅館	友成君子	西伯郡大山村字大山
東光園	伊坂定吉	米子市皆生一七五〇ノ一九

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第十二号

中学校の廃止並びに設置を次のように認可した。

昭和二十六年四月二十日

鳥取縣教育委員會

00625

記

廃止学校

学校名

所在地

学区

管理者

廃止年月日

東伯郡町立浦安中学校

東伯郡浦安町大字下伊勢五百四番地の一

東伯郡浦安町

東伯郡浦安町長

昭和二十六年三月三十一日

同 八橋中学校

八橋町大字八橋千三百七十番地

同 八橋町

同 八橋町長

設置学校

学校名

所在地

学区

管理者

設置年月日

東伯郡学校組合立東伯中学校

東伯郡八橋町徳方字仲上松二百八十二番地

東伯郡八橋町

東伯郡八橋町長

昭和二十六年四月一日